

# 名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

<平成25年6月・修正案>

名古屋市防災会議



共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
1		<p><b>一風水害等災害対策編一</b></p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的 略</p> <p>第2節 計画の性格等 略</p> <p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の 大綱 略</p> <p>第4節 本市の概況 略</p> <p>第5節 災害の想定</p>	<p><b>一共通編一</b></p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的 略</p> <p>第2節 計画の性格等 略</p> <p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の 大綱 略</p> <p><b>第5節 市民等の基本的責務</b> 略</p> <p>第6節 風水害の想定 略</p> <p><b>第7節 地震及び被害の想定</b></p>	<p>旧風水害等災害対策編及び地震災害対策編の章立て変更（共通部統合）に伴う修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
2		<p><b><u>一風水害等災害対策編一</u></b></p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化 略</p> <p>第2節 公共施設の整備 略</p> <p>第<u>3</u>節 ライフラインの整備 略</p> <p>第<u>4</u>節 交通施設の整備 略</p> <p>第<u>5</u>節 防災拠点の整備 略</p> <p>第<u>6</u>節 輸送体制の整備 略</p>	<p><b><u>一共通編一</u></b></p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化 略</p> <p>第2節 公共施設の整備 <u>(風水害対策)</u> 略</p> <p>第<u>3</u>節 <u>公共施設の整備 (震災対策)</u> 略</p> <p>第<u>4</u>節 ライフラインの整備 略</p> <p>第<u>5</u>節 交通施設の整備 略</p> <p>第<u>6</u>節 防災拠点の整備 略</p> <p>第<u>7</u>節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設 等の整備計画</u> 略</p> <p>第<u>8</u>節 輸送体制の整備 略</p>	<p>旧風水害等災害対策編及び地震災害対策編の章立て変更（共通部統合）に伴う修正</p>

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		第7節 防災情報網の整備 略	第9節 防災情報網の整備 略	
		第8節 救護・救援体制の整備 略	第10節 救護・救援体制の整備 略	
		第9節 避難体制の整備 略	第11節 避難体制の整備 略	
		第10節 災害時要援護者対策 略	第12節 災害時要援護者対策 略	
		第11節 防災意識の啓発及び防災訓練 略	第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 略	
		第12節 地域防災力の向上 略	第14節 地域防災力の向上 略	
		第13節 事業所等への安全指導 略	第15節 事業所等への安全指導 略	
		第14節 重要データの管理 略	第17節 重要データの管理 略	
		第15節 火災予防計画 略	第18節 火災予防計画 略	
			第16節 交通安全施設等の整備 略	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>第 <u>16</u> 節 危険物等災害予防計画 略</p> <p>第 <u>17</u> 節 都市ガス災害予防計画 略</p> <p>第 <u>18</u> 節 海上災害予防計画 略</p> <p>第 <u>19</u> 節 鉄道災害予防計画 略</p> <p>第 <u>20</u> 節 道路災害予防計画 略</p> <p>第 <u>21</u> 節 区防災調整会議 略</p> <p>第 <u>22</u> 節 防災に関する調査研究 略</p>	<p><b>第 19 節 津波対策</b> 略</p> <p>第 <u>20</u> 節 危険物等災害予防計画 略</p> <p>第 <u>21</u> 節 都市ガス災害予防計画 略</p> <p>第 <u>22</u> 節 海上災害予防計画 略</p> <p>第 <u>23</u> 節 鉄道災害予防計画 略</p> <p>第 <u>24</u> 節 道路災害予防計画 略</p> <p>第 <u>25</u> 節 区防災調整会議 略</p> <p>第 <u>26</u> 節 防災に関する調査研究 略</p> <p><b>第 27 節 震災対策の推進</b> 略</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
3		<p>第1章 総則</p> <p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>[東海農政局]</p> <p>1～10 略</p> <p>略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定地方行政機関</p> <p>略</p> <p>[東海農政局]</p> <p>1～10 略</p> <p><u>11 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u></p> <p><u>12 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u></p> <p>略</p>	農林省防災業務計画で定義されたことに伴う追加修正
4		<p>[中部経済産業局]</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の需給調整</u></p> <p>略</p>	<p>[中部経済産業局]</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整</u></p> <p>略</p>	文言整理
5		<p>[名古屋地方气象台]</p> <p><u>1 気象観測、予警報の発表等</u></p> <p><u>2 災害関連情報の通報・周知</u></p> <p><u>3 地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表</u></p> <p><u>4 以下の地震及び津波に関する情報等を関係機関に伝達すると共に、報道機関の協力をもとめてこれを公衆に周知</u></p> <p><u>・津波警報・注意報、地震・津波情報</u></p> <p><u>東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）</u></p>	<p>[名古屋地方气象台]</p> <p><u>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u></p> <p><u>2 気象業務に必要な観測体制の充実ならびに、予報、通信等の施設及び設備の整備</u></p> <p><u>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達と、これらの機関や報道機関を通じて住民への周知</u></p>	文言整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>・緊急地震速報（気象庁から伝達する）</p> <p>5 地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をを行う。</p> <p>6 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力をを行う。</p> <p>7 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</p> <p>略</p>	<p><u>4 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</u></p> <p><u>5 名古屋市が行う避難勧告等の判断・伝達やハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</u></p> <p><u>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移や、その予想の解説等に関する名古屋市への情報提供</u></p> <p><u>7 名古屋市やその他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発のための活動の実施</u></p> <p>略</p>	
6		<p>〔東海総合通信局〕</p> <p>1～5 略</p> <p>6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与</p> <p>略</p>	<p>〔東海総合通信局〕</p> <p>1～5 略</p> <p>6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の<u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車</u>の貸与</p> <p>略</p>	体制整備に伴う修正
7		<p>〔中部地方整備局〕</p> <p>1～9 略</p> <p>10 応急普及 (1)～(7) 略</p> <p>略</p>	<p>〔中部地方整備局〕</p> <p>1～9 略</p> <p>10 応急普及 (1)～(7) 略</p> <p><b>(8) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</b></p> <p>略</p>	現行支援による取扱の追加
8		<p><b>第3～5 略</b></p> <p><b>第6 指定公共機関</b></p> <p>〔日本赤十字社〕</p> <p>1～3 略</p> <p>4 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、<u>お見舞い品セット</u>等）を被災者のニーズに応じて配分（配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得</p>	<p><b>第3～5 略</b></p> <p><b>第6 指定公共機関</b></p> <p>〔日本赤十字社〕</p> <p>1～3 略</p> <p>4 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、<u>削除</u>等）を被災者のニーズに応じて配分（配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行</p>	廃止に伴う修正



共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		ながら行う。)略	う。)略	
9		〔日本放送協会〕 1 気象予警報等の放送周知 2 災害情報及び災害対策に関する放送 3～8 略 <u>9 気象等予警報、被害状況等の放送</u> 略	〔日本放送協会〕 1 気象予警報等の放送周知 2 災害情報及び災害対策に関する放送 3～8 略 <u>(削除)</u> 略	文言整理
10		〔中部電力株式会社〕 <u>1 災害時における電力供給の確保及び広報</u> <u>2 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報または警戒宣言の伝達を受けた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策</u> <u>3 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧</u> <u>4 他電力会社との電力緊急融通のための対策</u> 略	〔中部電力株式会社〕 <u>1 電力設備の災害予防措置の実施</u> <u>2 東海地震注意情報または警戒宣言発表時における電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策の実施</u> <u>3 発災後の被災状況調査及び早期復旧</u> <u>4 災害時における電力供給の確保及び広報</u> <u>5 他電力会社との電力緊急融通のための対策の実施</u> 略	文言整理
11		<b>第7 指定地方公共機関</b> 〔社団法人愛知県トラック協会〕 略	<b>第7 指定地方公共機関</b> 〔 <u>一般</u> 社団法人愛知県トラック協会〕 略	名称変更に伴う修正
12		<b>第7 節 地震及び被害の想定</b> 略 <b>第1 略</b> <b>第2 ライフライン被害</b> 4 水道（名古屋市上下水道局） (1) 略 (2) 被害状況 ア 略 イ 管路（平成18年度末管路データによる試算）	<b>第7 節 地震及び被害の想定</b> 略 <b>第1 略</b> <b>第2 ライフライン被害</b> 4 水道（名古屋市上下水道局） (1) 略 (2) 被害状況 ア 略 イ 管路（平成22年度末管路データによる試算）	時点修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																				
		<p style="text-align: right;">単位：か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定東海地震</th> <th>想定東南海地震</th> <th>想定東海・ 東南海地震連動</th> <th>濃尾地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小口径配水管</td> <td>約 420</td> <td>約 850</td> <td>約 1,000</td> <td>約 1,590</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>約 90</td> <td>約 190</td> <td>約 220</td> <td>約 400</td> </tr> <tr> <td>被害数合計</td> <td>約 510</td> <td>約 1,040</td> <td>約 1,220</td> <td>約 1,980</td> </tr> <tr> <td>被害率(か所/km)</td> <td>約 0.06</td> <td>約 0.13</td> <td>約 0.15</td> <td>約 0.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害予測調査結果から、配管、小口径配管ともに、市の西部・南部及び庄内川、矢田川、天白川、山崎川の流域など軟弱地盤で液状化が発生し易い地域の中心に、多くの被害が発生すると予想される。</p> <p>ウ 想定断水戸数 (平成18年度末管路データによる試算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定東海地震</th> <th>想定東南海地震</th> <th>想定東海・ 東南海地震連動</th> <th>濃尾地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後 断水戸数(戸)</td> <td>約 70,000</td> <td>約 210,000</td> <td>約 260,000</td> <td>約 460,000</td> </tr> <tr> <td>断水率(%)</td> <td>約 6.2</td> <td>約 17.6</td> <td>約 21.5</td> <td>約 38.6</td> </tr> <tr> <td>発災4日後 断水戸数(戸)</td> <td>約 34,000</td> <td>約 125,000</td> <td>約 159,000</td> <td>約 210,000</td> </tr> <tr> <td>断水率(%)</td> <td>約 2.9</td> <td>約 10.5</td> <td>約 13.4</td> <td>約 17.7</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震	小口径配水管	約 420	約 850	約 1,000	約 1,590	配水管	約 90	約 190	約 220	約 400	被害数合計	約 510	約 1,040	約 1,220	約 1,980	被害率(か所/km)	約 0.06	約 0.13	約 0.15	約 0.24	想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震	発災直後 断水戸数(戸)	約 70,000	約 210,000	約 260,000	約 460,000	断水率(%)	約 6.2	約 17.6	約 21.5	約 38.6	発災4日後 断水戸数(戸)	約 34,000	約 125,000	約 159,000	約 210,000	断水率(%)	約 2.9	約 10.5	約 13.4	約 17.7	<p style="text-align: right;">単位：か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定東海地震</th> <th>想定東南海地震</th> <th>想定東海・ 東南海地震連動</th> <th>濃尾地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小口径配水管</td> <td>400</td> <td>810</td> <td>956</td> <td>1,511</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>74</td> <td>161</td> <td>184</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>被害数合計</td> <td>474</td> <td>971</td> <td>1,140</td> <td>1,850</td> </tr> <tr> <td>被害率(か所/km)</td> <td>0.057</td> <td>0.117</td> <td>0.137</td> <td>0.223</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>*平成22年度末管路データをもとに算出</b></p> <p>被害予測調査結果から、配管、小口径配管ともに、市の西部・南部及び庄内川、矢田川、天白川、山崎川の流域など軟弱地盤で液状化が発生し易い地域の中心に、多くの被害が発生すると予想される。</p> <p>ウ 想定断水戸数 (配水管の被害率を基に算出)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>想定東海地震</th> <th>想定東南海地震</th> <th>想定東海・ 東南海地震連動</th> <th>濃尾地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後 断水戸数(戸)</td> <td>65,406</td> <td>189,930</td> <td>233,478</td> <td>428,832</td> </tr> <tr> <td>断水率(%)</td> <td>5.4</td> <td>15.5</td> <td>19.1</td> <td>35.1</td> </tr> <tr> <td>発災4日後 断水戸数(戸)</td> <td>33,598</td> <td>126,190</td> <td>161,302</td> <td>211,950</td> </tr> <tr> <td>断水率(%)</td> <td>2.8</td> <td>10.3</td> <td>13.2</td> <td>17.3</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>*配水管の被害率をもとに算出</b></p> <p><b>5 工業用水道 (名古屋市上下水道局)</b></p> <p><b>(1) 想定地震</b>  <b>想定東海地震、東南海地震、想定東海・東南海地震連動、濃尾地震</b></p> <p><b>(2) 被害想定</b>  <b>ア 工業用水道基幹施設</b>  <b>浄水場、配水幹線などの基幹施設は、耐用年数を超え更新されていない施設について、想定東海・東南海地震により一部で機能が停止する被害</b></p>	想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震	小口径配水管	400	810	956	1,511	配水管	74	161	184	339	被害数合計	474	971	1,140	1,850	被害率(か所/km)	0.057	0.117	0.137	0.223	想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震	発災直後 断水戸数(戸)	65,406	189,930	233,478	428,832	断水率(%)	5.4	15.5	19.1	35.1	発災4日後 断水戸数(戸)	33,598	126,190	161,302	211,950	断水率(%)	2.8	10.3	13.2	17.3	
想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震																																																																																																				
小口径配水管	約 420	約 850	約 1,000	約 1,590																																																																																																				
配水管	約 90	約 190	約 220	約 400																																																																																																				
被害数合計	約 510	約 1,040	約 1,220	約 1,980																																																																																																				
被害率(か所/km)	約 0.06	約 0.13	約 0.15	約 0.24																																																																																																				
想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震																																																																																																				
発災直後 断水戸数(戸)	約 70,000	約 210,000	約 260,000	約 460,000																																																																																																				
断水率(%)	約 6.2	約 17.6	約 21.5	約 38.6																																																																																																				
発災4日後 断水戸数(戸)	約 34,000	約 125,000	約 159,000	約 210,000																																																																																																				
断水率(%)	約 2.9	約 10.5	約 13.4	約 17.7																																																																																																				
想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震																																																																																																				
小口径配水管	400	810	956	1,511																																																																																																				
配水管	74	161	184	339																																																																																																				
被害数合計	474	971	1,140	1,850																																																																																																				
被害率(か所/km)	0.057	0.117	0.137	0.223																																																																																																				
想定地震	想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・ 東南海地震連動	濃尾地震																																																																																																				
発災直後 断水戸数(戸)	65,406	189,930	233,478	428,832																																																																																																				
断水率(%)	5.4	15.5	19.1	35.1																																																																																																				
発災4日後 断水戸数(戸)	33,598	126,190	161,302	211,950																																																																																																				
断水率(%)	2.8	10.3	13.2	17.3																																																																																																				
13				文言整理																																																																																																				

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>5 下水道（名古屋市上下水道局） 略</p>	<p><u>が想定される。</u> <u>イ 管路</u> <u>管路については、被害予測調査結果などから配水管、給水装置ともに多くの被害が発生すると想定される。</u> 6 下水道（名古屋市上下水道局） 略</p>	
14		<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1～7 略</p> <p>第8 建築物の防災対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。 現在、本市施行の市街地再開発事業を日比野地区、鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を大井町1番南地区、納屋橋東地区で、<u>優良建築物等整備事業を名駅四丁目4番南地区</u>で推進している。</p> <p>略</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1～7 略</p> <p>第8 建築物の防災対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。 現在、本市施行の市街地再開発事業を日比野地区、鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を大井町1番南地区、納屋橋東地区で <u>(削除)</u> 推進している。</p> <p>略</p>	<p>時点修正</p>
15		<p>第9 略</p> <p>第10 建築物の耐震不燃化</p> <p>略</p> <p>1 建築物の耐震性の向上</p>	<p>第9 略</p> <p>第10 建築物の耐震不燃化</p> <p>略</p> <p>1 建築物の耐震性の向上</p>	<p>文言整理</p>

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(1) 一般建築物 建築物の耐震性を確保するために、建築基準法に基づく構造等の審査、指導を行う。 また、既存建築物の耐震化を促進するために、平成27年度までに住宅・特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標とした「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、助言・指導を行うとともに、<b>相談窓口の設置</b>、助成制度の充実に努め耐震化を支援するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 公共建築物 震災時において避難、救護、消火など応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため、地震に対して安全でなければならず、耐震性の向上に努める必要がある。このため、防災上重要な市有建築物については、下表のとおり、耐震基準を定め、より高い耐震性能を確保する。</p> <p>略</p> <p>また、既設建築物については、「名古屋新世紀計画 2010」実施計画及び第 6 節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び避難所である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。今後<b>も</b>、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 農地の防災対策</b></p> <p>1 略 2 ため池の補強</p>	<p>(1) 一般建築物 建築物の耐震性を確保するために、建築基準法に基づく構造等の審査、指導を行う。 また、既存建築物の耐震化を促進するために、平成27年度までに住宅・特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標とした「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、助言・指導を行うとともに、<b>耐震相談員の派遣</b>、助成制度の充実に努め耐震化を支援するものとする。</p> <p>略</p> <p>(2) 公共建築物 震災時において避難、救護、消火など応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため、地震に対して安全でなければならず、耐震性の向上に努める必要がある。このため、防災上重要な市有建築物<b>を新築する際には</b>、下表のとおり、耐震基準を定め、より高い耐震性能を確保する。</p> <p>略</p> <p>また、既設建築物については、「名古屋新世紀計画 2010」実施計画及び第 6 節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び避難所である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。今後<b>は名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき</b>、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 農地の防災対策</b></p> <p>1 略 2 ため池の補強</p>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		本市東部丘陵地域においては、 <u>従来から</u> 農業用水確保のため、ため池を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く、漏水するものもあり、万一決壊した場合は下流域に多大の被害を及ぼすおそれがあるので、定期的に点検を行い必要に応じて改修工事を進め災害防止を図る。	本市東部丘陵地域においては、 <u>(削除)</u> 農業用水確保のため、ため池が利用 <u>されている</u> が、これらのため池は築造年数も古く、漏水するものもあり、万一決壊した場合は下流域に多大の被害を及ぼすおそれがあるので、定期的に点検を行い必要に応じて改修工事を進め災害防止を図る。	
16		<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）</p> <p>略</p> <p>第1、2 略</p> <p>第3 河川の整備等</p> <p>1 略</p> <p>2 市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川、戸田川等については、国の交付金の交付を受け広域河川改修事業として主体的に整備を行う。 <u>また、愛知県の管理河川である一級河川香流川については、愛知県知事との協議に基づき、都市基盤河川改修事業として、市が整備を推進するものとする。</u></p> <p>略</p>	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）</p> <p>略</p> <p>第1、2 略</p> <p>第3 河川の整備等</p> <p>1 略</p> <p>2 市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川、戸田川等については、国の交付金の交付を受け広域河川改修事業として主体的に整備を行う。 <u>(削除)</u></p> <p>略</p>	事業完了に伴う修正
17		<p>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化 排水ポンプ所は、上下水道局管理 <u>53</u> 箇所、緑政土木局管理 49 箇所、名古屋港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 121 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。</p> <p>略</p>	<p>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化 排水ポンプ所は、上下水道局管理 <u>52</u> 箇所、緑政土木局管理 49 箇所、名古屋港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 121 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。</p> <p>略</p>	廃止に伴う修正

連番	頁	修正前	修正後	備考
18		<p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第1～4 略</p> <p>第5 港湾</p> <p>略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平成2年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、今後はこれらの施設の機能維持に努める。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、平成13年度に鍋田ふ頭に1バース、平成17年度及び平成20年度に飛島ふ頭に2バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備された。</p> <p>これらに加え、<u>ガーデンふ頭・稲永ふ頭において緊急物資等輸送対応の耐震強化岸壁として位置づけている。さらに、必要となる国際海上コンテナ物流機能を確保することを目的として、飛島ふ頭に1バース、鍋田ふ頭に1バース（平成23年度供用開始予定）の耐震強化コンテナ岸壁を位置づけている。</u></p> <p>略</p> <p>2 海岸保全施設の液状化対策 平成15年度に愛知県が定めた三河湾・伊勢湾海岸保全基本計画に基づき、<u>伊勢湾台風規模の高潮及び東海・東南海規模の地震に対して安全な海岸の整備を目標に名古屋港も海岸保全施設の液状化対策を進めている。</u></p> <p><u>同計画に位置づけた地区のうち</u>ガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区の整備が完了しており、現在大手ふ頭南及び潮風</p>	<p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第1～4 略</p> <p>第5 港湾</p> <p>略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平成2年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、今後はこれらの施設の機能維持に努める。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、平成13年度及び平成24年度に<u>合わせて</u>鍋田ふ頭に2バース、平成17年度及び平成20年度に<u>合わせて</u>飛島ふ頭に2バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備された。</p> <p><u>名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するためガーデンふ頭に1バース、稲永ふ頭に2バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に1バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に3バースの耐震強化コンテナ岸壁を位置づけている。</u></p> <p>略</p> <p>2 海岸保全施設の液状化対策 平成15年度に愛知県が定めた三河湾・伊勢湾海岸保全基本計画に基づき、ガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区の整備が完了しており、現在大手ふ頭南、及び潮風ふ頭鴨浦地区、<u>築地・ガーデンふ頭地区、築地東ふ頭地区及び昭和ふ頭地区</u>において整備を進めている。</p>	<p>時点修正</p>

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>ふ頭鴨浦地区において整備を進めている。</p> <p>3 防潮壁の嵩上げ 昭和40年から水準測量を実施し、名古屋港基準面（N. P）プラス6m（一部は6.5m）より沈下した防潮壁について、<u>適次</u>嵩上げを実施してきたが、今後とも沈下の推移をみながら必要に応じて嵩上げ等を実施する。</p> <p>4 高潮防波堤の補強 東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を関係機関と連携し進めていく。また、津波観測体制の強化を図るため、伊勢湾口へのGPS波浪計の<u>設置についても同様に連携し進めていく。</u></p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の検証 東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の津波に対する耐波性の<u>検証を進め</u>、必要に応じて対策を進めていく。</p> <p>略</p>	<p>3 防潮壁の嵩上げ 昭和40年から水準測量を実施し、名古屋港基準面（N. P）プラス6m（一部は6.5m）より沈下した防潮壁について、<u>順次</u>嵩上げを実施してきたが、今後とも沈下の推移をみながら必要に応じて嵩上げ等を実施する。</p> <p>4 高潮防波堤の補強 東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を関係機関と連携し進めていく。また、津波観測体制の強化を図るため、伊勢湾口へのGPS波浪計<u>設置を予定している。</u></p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の検証 東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の<u>地震及び津波に対する耐震性・耐波性を検証し</u>、必要に応じて対策を進めていく。</p> <p>略</p>	
19		<p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備 (1)～(9) 略 (10) 略 ア～エ 略</p> <p>略</p>	<p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備 (1)～(9) 略 (10) 略 ア～エ 略</p> <p><u>オ 衛星携帯電話を4管路センターに4台、経営企画課に1台整備している。</u></p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p style="text-align: center;"><b>第2 下水道施設</b></p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p>3 管路施設の整備 (1)～(4) 略 (5) 緊急輸送路下、<u>軌道下等</u>、防災活動拠点等（区役所・小学校など）と水処理センターを接続する管きよの耐震化を優先的に行う。</p> <p>4 略</p> <p>5 通信設備の整備 災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内<u>電話</u>回線網及び一般加入電話を効果的に活用する。また、光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認<u>が行える。</u></p> <p>(1) MCA無線で各公所との情報連絡網の強化を図る。 (2) 下水管きよ内に水処理センター、ポンプ所間等を結ぶ光ファイバーケーブルを設置して、情報連絡体制の強化を図る。 (3) 主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるよう整備<u>している。</u></p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2 下水道施設</b></p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p>3 管路施設の整備 (1)～(4) 略 (5) <u>軌道下、河川下</u>、緊急輸送路下<u>及び(削除)</u>防災活動拠点等（区役所・小学校など）と水処理センターを接続する管きよの耐震化を優先的に行う。</p> <p>4 略</p> <p>5 通信設備の整備 災害時においては、情報ネットワークを活用した業務用局内<u>(削除)</u>回線網及び一般加入電話を効果的に活用する。また、光ファイバー等を通信回線としたイントラネットを活用し、電子メールを利用しての情報のやり取り及びウェブを利用して参集状況の入力及び確認<u>を行う。</u></p> <p>(1) MCA無線で各公所との情報連絡網の強化を図る。 (2) 下水管きよ内に水処理センター、ポンプ所間等を結ぶ光ファイバーケーブルを設置して、情報連絡体制の強化を図る。 (3) 主要施設の通信回線は多重化し、障害時においても安定的な通信を確保できるよう整備<u>に努める。</u></p> <p>略</p>	
20		<p style="text-align: center;"><b>第5 電力施設（中部電力株式会社）</b></p> <p>略</p> <p>1 設備別対策 (1)～(3) 略 (4) 配電設備 ア <u>風水害対策</u></p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5 電力施設（中部電力株式会社）</b></p> <p>略</p> <p>1 設備別対策 (1)～(3) 略 (4) 配電設備 ア <u>雷害対策</u></p> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>イ 台風・集中豪雨対策</u></p>	<p>文言整理 対策追加に伴う修正</p>



共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>イ 地震対策 略</p>	<p><u>配電線は、台風の風圧を考慮し支持物強度の格上げや支線の強化を実施している。</u> <u>また、集中豪雨の対策として、土砂が流出しそうな箇所への建柱抑制や支持物根入れ部分の補強などを行っている。</u> ウ 塩害対策 <u>配電線の碍子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し故障の原因となることから、耐塩用の碍子、変圧器等を使用している。</u> エ 地震対策 略</p>	
21		<p>第5節 交通施設の整備 略 第1 市営交通 略 1 地下鉄・市バス施設の耐震性強化 <u>国土交通省の通達に基づく</u>地下鉄の開さくトンネル中柱、高架橋柱のほか、堀川潜函工法区間の耐震補強は完了している引き続き地下鉄・バスの建築施設の耐震改修、駅務機器等の転倒防止等を行う。 2 地下鉄 (1)、(2) 略 (3) 建設現場での被害防止 建設現場では、施工中の構造物の倒壊、掘削部の崩壊及び地下埋設物の破損等の発生防止を十分に考慮して工事を行う。 略 3 バス (1)、(2) 略</p>	<p>第5節 交通施設の整備 略 第1 市営交通 略 1 地下鉄・市バス施設の耐震性強化 <u>(削除)</u>地下鉄の開さくトンネル中柱、高架橋柱のほか、堀川潜函工法区間の耐震補強を行ってきたが、東日本大震災の被害状況を踏まえ、<u>地下鉄構造物の耐震補強</u>、地下鉄・バスの建築施設の耐震対策(削除)等を行う。 2 地下鉄 (1)、(2) 略 (3) 工事現場での被害防止 工事現場では、施工中の構造物の倒壊、掘削部の崩壊及び地下埋設物の破損等の発生防止を十分に考慮して工事を行う。 略 3 バス (1)、(2) 略</p>	<p>文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(3) 情報連絡体制の強化 加入電話、交通局業務電話に加え、営業所、車両工場に携帯電話を配備するとともに、LAN システム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。</p> <p>略</p>	<p>(3) 情報連絡体制の強化 加入電話、交通局業務電話に加え、営業所及び猪高営業所御器所分所、車両工場に携帯電話を配備するとともに、LAN システム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。</p> <p>略</p>	
22		<p><b>第 2 略</b> <b>第 3 名古屋鉄道株式会社</b> 各種構造物の補修、改良を図って耐水性の強化及び整備に努める。また、実施基準、巡回及び点検等によって予防対策を講ずる。</p> <p>1 鉄道施設等の点検、巡回 風水害等も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で、技術係員による定期的な点検、巡回を行う。</p> <p>2 運転規制 風水害等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう教育訓練を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。</p> <p>(1) 列車運転中に風水害等による異常を感知したときは、すみやかに列車を停止させる。</p> <p>(2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。</p> <p>(3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。</p> <p>(4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。</p>	<p><b>第 2 略</b> <b>第 3 名古屋鉄道株式会社</b> <u>各種構造物の補修、改良を図って耐震性、耐水性の強化ならびにその整備に努める。また、実施基準、巡回及び点検等によって予防対策を講ずる。</u></p> <p>1 大規模災害に備えた対策 (1) 構造物の耐震性 <u>橋梁、高架橋、よう壁等の構造物や建築物等の施設を主体として、計画的に耐震性の強化を図る。</u></p> <p>(2) 鉄道施設等の点検、巡回 <u>地震や風水害等も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で、技術係員による定期的な点検、巡回を行う。</u></p> <p>(3) 運転規制 <u>地震や風水害等による異常事態が発生したときは、運転規制によって列車の安全確保に努める。</u></p> <p>2 激甚な大規模災害に備えた対策 (1) 構造物の緊急点検と耐震性の強化 <u>既設の高架橋、よう壁等の構造物については、災害発生後すみやかに緊急点検を実施するとともに、新たに建設する構造物は関係基準により耐震性の強化を図る。</u></p> <p>(2) 情報連絡体制の強化 <u>被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図る。</u></p> <p>(3) 利用客の安全確保 <u>地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断</u></p>	<p>旧風水害等災害対策編及び地震災害対策編の章立て変更（共通部統合）に伴う修正</p>

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		略	略																			
		略	<p><u>に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう規則、マニュアル類を整備するほか、定期的に訓練教育を行う。</u></p>																			
23	略	<p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>水道営業所</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>市立病院</td> <td>災害時の医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>災害拠点病院（県指定）</td> <td>市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋市立西部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十</td> </tr> </table>	水道営業所	応急給水・復旧活動		災害医療活動拠点	市立病院	災害時の医療救護活動	災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋市立西部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十	<p>第6節 防災拠点の整備</p> <p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>水道営業所</td> <td>応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害医療活動拠点</td> <td>市立病院</td> <td>災害時の医療救護活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>災害拠点病院（県指定）</td> <td>市立3病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋市立西部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十</td> </tr> </table>	水道営業所	応急給水・復旧活動		災害医療活動拠点	市立病院	災害時の医療救護活動	災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立3病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋市立西部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十	守山市民病院の民間譲渡に伴う修正
水道営業所	応急給水・復旧活動																					
災害医療活動拠点	市立病院	災害時の医療救護活動																				
災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立4病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋市立西部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十																				
水道営業所	応急給水・復旧活動																					
災害医療活動拠点	市立病院	災害時の医療救護活動																				
災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立3病院 名古屋市立東部医療センター（再掲）、名古屋市立西部医療センター（再掲）、名古屋第一赤十字病院、名古屋医療センター、名古屋第二赤十																				
24	略	<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急物資集配前進拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積替えを行い避難所へ供給する。</td> <td>西区役所山田支所</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>小学校</td> <td>災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達</td> <td>262か所</td> </tr> </table> <p>略</p>	緊急物資集配前進拠点	大規模施設	緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積替えを行い避難所へ供給する。	西区役所山田支所	地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	262か所	<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急物資集配前進拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積替えを行い避難所へ供給する。</td> <td>西区役所山田支所</td> </tr> <tr> <td>地域防災拠点</td> <td>小学校</td> <td>災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達</td> <td>263か所</td> </tr> </table> <p>略</p>	緊急物資集配前進拠点	大規模施設	緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積替えを行い避難所へ供給する。	西区役所山田支所	地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	263か所	下志段味小学校追加に伴う修正		
緊急物資集配前進拠点	大規模施設	緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積替えを行い避難所へ供給する。	西区役所山田支所																			
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	262か所																			
緊急物資集配前進拠点	大規模施設	緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積替えを行い避難所へ供給する。	西区役所山田支所																			
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。地域情報の収集、行政情報の伝達	263か所																			

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考								
25		<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所</td> <td></td> <td>災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。</td> <td>市立小中高等学校 コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 *大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点到指定する場合があります。</td> </tr> </table> <p>略</p>	避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	市立小中高等学校 コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 *大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点到指定する場合があります。	<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所</td> <td></td> <td>災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。</td> <td>市立小中高等学校* コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 <b>*ペット動物との同行避難が可能な避難所は、原則市立小中学校とする。*</b> *大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点到指定する場合があります。</td> </tr> </table> <p>略</p>	避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	市立小中高等学校* コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 <b>*ペット動物との同行避難が可能な避難所は、原則市立小中学校とする。*</b> *大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点到指定する場合があります。	<p>ペット同行避難の追記</p>
避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	市立小中高等学校 コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 *大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点到指定する場合があります。									
避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	市立小中高等学校* コミュニティセンター 生涯学習センター* スポーツセンター* その他公共、民間施設 <b>*ペット動物との同行避難が可能な避難所は、原則市立小中学校とする。*</b> *大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点到指定する場合があります。									
26		<p><b>第2 防災拠点施設の整備</b></p> <p>防災拠点は応急対策活動実施時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、次の点に留意して設備等の整備を図るものとする。</p> <p>略</p>	<p><b>第2 防災拠点施設の整備</b></p> <p>防災拠点は応急対策活動実施時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、<b>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき施設の耐震性を図る。また、非常用電源設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。さらに、市役所本庁舎、区役所、その他早期に外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入等多様な通信手段を保持するよう努める。あわせて</b>次の点に留意して設備等の整備を図るものとする。</p> <p>略</p>	<p>旧風水害等災害対策編及び地震災害対策編の章立て変更（共通部統合）に伴う修正</p> <p>業務継続計画に関する追記</p>								

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
27		<table border="1"> <tr> <td>市役所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>区役所 保健所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……<del>画像伝送システム</del>、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市立病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急物資集配拠点</td> <td>物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>緊急物資集配前進拠点</td> <td>物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>避難所指定施設</td> <td>市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。</td> </tr> </table> <p>略</p>	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>	区役所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……<del>画像伝送システム</del>、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>	市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄</li> </ul>	緊急物資集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。	緊急物資集配前進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。	避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。	<table border="1"> <tr> <td>市役所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>区役所 保健所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……<del>(削除)</del> 防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市立病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急物資集配拠点</td> <td>物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>緊急物資集配前進拠点</td> <td>物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。<del>通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</del></td> </tr> <tr> <td>避難所指定施設</td> <td>市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。<del>通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</del></td> </tr> </table> <p>略</p>	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>	区役所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……<del>(削除)</del> 防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>	市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄</li> </ul>	緊急物資集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。	緊急物資集配前進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。 <del>通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</del>	避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。 <del>通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</del>	<p>撤去に伴う修正 文言整理</p>
市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>																											
区役所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……<del>画像伝送システム</del>、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>																											
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄</li> </ul>																											
緊急物資集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。																											
緊急物資集配前進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。																											
避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。																											
市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>																											
区役所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保</li> <li>給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……<del>(削除)</del> 防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄</li> </ul>																											
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保</li> <li>給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保</li> <li>通信 ……防災行政無線、多重系情報通信網機器の機能確保</li> <li>備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄</li> </ul>																											
緊急物資集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。																											
緊急物資集配前進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。 <del>通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</del>																											
避難所指定施設	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など災害時要援護者に配慮した施設の整備・指導を行う。 <del>通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</del>																											
28		<p><b>第3 気象等観測施設・水防施設等の整備</b></p> <p>1 気象等観測施設 市域内に<b>32箇所</b>の雨量観測所と庄内川水系、天白川水系及び山崎川水系に設けられた<b>20箇所</b>の水位観測所と市役所（防災指令センター）を結ぶ水防情報システムを整備し、実況監視を行うとともに、観測データの充実と解析に努め水防活動等、防災上必要な情報の収集を図るものとする。</p>	<p><b>第3 気象等観測施設・水防施設等の整備</b></p> <p>1 気象等観測施設 市域内に <del>(削除)</del> 雨量観測所 <u>(市内の土木事務所、水処理センター等)</u> と庄内川水系、天白川水系及び山崎川水系に設けられた <del>(削除)</del> 水位観測所と市役所（防災指令センター）を結ぶ水防情報システムを整備し、実況監視を行うとともに、観測データの充実と解析に努め水防活動等、防災上必要な情報の収集を図るものとする。</p>	<p>文言整理 水位観測所の増設</p>																								

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>2 水防施設</p> <p>(1) 雨量、河川水位観測所 雨量観測所（32箇所）及び河川水位観測<b>市内の土木事務所、水処理センター等所（20箇所）</b>をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体制の万全を期するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>略</p>	<p>2 水防施設</p> <p>(1) 雨量、河川水位観測所 雨量観測所（<b>（削除）市有</b>32箇所）及び河川水位観測所（<b>市有25箇所</b>）をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体制の万全を期するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>略</p>	
29		<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>略</p> <p><b>第1 略</b></p> <p><b>第2 市設建築物の耐震性能の現状</b></p> <p>略</p> <p>営繕施設：対象施設376棟を耐震診断 学校施設：対象施設1,151棟を耐震診断 企業局施設：対象施設のうち211棟を耐震診断 また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成<b>23</b>年度末時点で延べ<b>970</b>棟耐震対策を終えている。</p>	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>略</p> <p><b>第1 略</b></p> <p><b>第2 市設建築物の耐震性能の現状</b></p> <p>略</p> <p>営繕施設：対象施設376棟を耐震診断 学校施設：対象施設1,151棟を耐震診断 企業局施設：対象施設のうち211棟を耐震診断 また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成<b>24</b>年度末時点で延べ<b>969</b>棟耐震対策を終えている。</p>	<p>時点修正</p>

連番	頁	修 正 前							修 正 後							備 考	
		区 分		耐震診断					耐震 対策 済	区 分		耐震診断					耐震 対策 済
		診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価II 計		診断 棟数		評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価II 計				
30	略	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2
		地域防災 活動拠点	営繕施設	81	52	23	6	29	29	地域防災 活動拠点	営繕施設	81	52	23	6	29	29
			企業局施設	9	3	5	1	6	6		企業局施設	9	3	5	1	6	6
			計	90	55	28	7	35	35		計	90	55	28	7	35	35
		災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9	災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9
			市立大学病院	3	0	1	2	3	3		市立大学病院	3	0	1	2	3	3
			計	15	3	5	7	12	12		計	15	3	5	7	12	12
		避難所	営繕・学校施設	1,150	380	561	209	770	769	避難所	営繕・学校施設	1,150	380	561	209	770	760
			企業局施設	4	0	4	0	4	4		企業局施設	4	0	4	0	4	4
			計	1,154	380	565	209	774	773		計	1,154	380	565	209	774	764
		福祉避難所		38	30	6	2	8	8	福祉避難所		38	30	6	2	8	8
		救護所		1	0	1	0	1	1	救護所		1	0	1	0	1	1
		防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	255	157	68 (34)	30 (4)	98 (38)	60 (38)	防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	255	157	68 (34)	30 (4)	98 (38)	63 (38)
			企業局施設	186	95	58	33	91	82		企業局施設	197	100	58	39	97	84
			計	441	252	126	63	189	142		計	452	257	126	69	195	147
		合 計		1,741	720	731	290	1,021	973	合 計		1,752	725	731	296	1,027	969
				略							略						

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																		
31		<p><b>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</b> 第2章第5節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。 平成 <b>24年2月1日</b> 現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災活動 中核拠点</td> <td>市庁舎</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>区役所(支所)・保健所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域防災 活動拠点</td> <td>消防署(出張所)・消防学校</td> <td><b>東消防署</b></td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>水道営業所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害医療 活動拠点</td> <td>市立病院</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市大病院</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所</td> <td>小・中・高校</td> <td><b>星ヶ丘小学校</b></td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>公会堂</td> </tr> <tr> <td>救護所</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者が専ら利用する施設</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	防災活動 中核拠点	市庁舎	-	区役所(支所)・保健所	-	地域防災 活動拠点	消防署(出張所)・消防学校	<b>東消防署</b>	環境事業所	-	土木事務所	-	水道営業所	-	災害医療 活動拠点	市立病院	-	市大病院	-	避難所	小・中・高校	<b>星ヶ丘小学校</b>	その他の施設	公会堂	救護所		-	災害時要援護者が専ら利用する施設		-	<p><b>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</b> 第2章第5節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。 平成 <b>25年6月1日</b> 現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災活動 中核拠点</td> <td>市庁舎</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>区役所(支所)・保健所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域防災 活動拠点</td> <td>消防署(出張所)・消防学校</td> <td><b>(削除) -</b></td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>水道営業所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害医療 活動拠点</td> <td>市立病院</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市大病院</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所</td> <td>小・中・高校</td> <td><b>(削除) 岩塚小学校、柴田小学校、呼猿小学校、香釜小学校、若水中学校、御田中学校、港北中学校、椋田中学校、大江中学校</b></td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>公会堂</td> </tr> <tr> <td>救護所</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者が専ら利用する施設</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	防災活動 中核拠点	市庁舎	-	区役所(支所)・保健所	-	地域防災 活動拠点	消防署(出張所)・消防学校	<b>(削除) -</b>	環境事業所	-	土木事務所	-	水道営業所	-	災害医療 活動拠点	市立病院	-	市大病院	-	避難所	小・中・高校	<b>(削除) 岩塚小学校、柴田小学校、呼猿小学校、香釜小学校、若水中学校、御田中学校、港北中学校、椋田中学校、大江中学校</b>	その他の施設	公会堂	救護所		-	災害時要援護者が専ら利用する施設		-	<p>時点修正</p> <p>耐震化完了及び構造体耐久性調査結果に伴う修正</p>
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																																																																				
防災活動 中核拠点	市庁舎	-																																																																				
	区役所(支所)・保健所	-																																																																				
地域防災 活動拠点	消防署(出張所)・消防学校	<b>東消防署</b>																																																																				
	環境事業所	-																																																																				
	土木事務所	-																																																																				
	水道営業所	-																																																																				
災害医療 活動拠点	市立病院	-																																																																				
	市大病院	-																																																																				
避難所	小・中・高校	<b>星ヶ丘小学校</b>																																																																				
	その他の施設	公会堂																																																																				
救護所		-																																																																				
災害時要援護者が専ら利用する施設		-																																																																				
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																																																																				
防災活動 中核拠点	市庁舎	-																																																																				
	区役所(支所)・保健所	-																																																																				
地域防災 活動拠点	消防署(出張所)・消防学校	<b>(削除) -</b>																																																																				
	環境事業所	-																																																																				
	土木事務所	-																																																																				
	水道営業所	-																																																																				
災害医療 活動拠点	市立病院	-																																																																				
	市大病院	-																																																																				
避難所	小・中・高校	<b>(削除) 岩塚小学校、柴田小学校、呼猿小学校、香釜小学校、若水中学校、御田中学校、港北中学校、椋田中学校、大江中学校</b>																																																																				
	その他の施設	公会堂																																																																				
救護所		-																																																																				
災害時要援護者が専ら利用する施設		-																																																																				
32		<p><b>第8節 輸送体制の整備</b></p> <p>略</p> <p><b>第1 輸送ルートの整備</b></p> <p>1 陸上輸送ルート</p> <p>本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、市内の主要道路のうち特に市南西部に存する道路については、路面高を平均潮位以上にする等の整備をする。また、各道路管理者は、予め緊急輸送道路 <b>(第11節輸送・緊急輸送道路に定める。)</b> の耐</p>	<p><b>第8節 輸送体制の整備</b></p> <p>略</p> <p><b>第1 輸送ルートの整備</b></p> <p>1 陸上輸送ルート</p> <p>本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、市内の主要道路のうち特に市南西部に存する道路については、路面高を平均潮位以上にする等の整備をする。また、各道路管理者は、予め緊急輸送道路 <b>(削除)</b> の耐震性の向上に努める。</p>	<p>文言整理</p>																																																																		



共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>震性の向上に努める。</p> <p>陸路 緊急輸送道路 ・市の管理する道路 <u>(総延長 370.4km)</u> ・国土交通省、中日本高速道路株式会社、名古屋港管理組合、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社の管理する道路</p> <p>略</p>	<p>陸路 緊急輸送道路 ・市の管理する道路 <u>(削除)</u> ・国土交通省、中日本高速道路株式会社、名古屋港管理組合、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社の管理する道路</p> <p>略</p>	
33		<p>第9節 防災情報網の整備</p> <p>略</p> <p>第1 情報・通信機器の整備</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 水防情報システム 雨量観測所 (<u>市内の土木事務所、水処理センター等</u> 32箇所) 及び河川水位観測所 (20箇所) をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。</p> <p>5 略</p>	<p>第9節 防災情報網の整備</p> <p>略</p> <p>第1 情報・通信機器の整備</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 水防情報システム 雨量観測所 (<u>市有</u> 32箇所) 及び河川水位観測所 (<u>市有</u> 25箇所) をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。</p> <p>5 略</p>	<p>文言整理</p> <p>水位観測所の増設</p>
34		<p>6 画像伝送システム (1) 高所監視カメラ 市内の災害状況を24時間監視するカメラで、東山スカイタワーと、港区役所無線塔に設置され、その映像を市役所東庁舎の防災指令センターに映像伝送するもの。</p>	<p>6 画像伝送システム (1) 高所監視カメラ 市内の災害状況を24時間監視するカメラで、東山スカイタワー <u>(削除)</u>、港区役所無線塔 <u>及び西区役所無線塔</u> に設置され、その映像を市役所東庁舎の防災指令センターに映像伝送するもの。</p>	<p>増設に伴う修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
35		<p>(2) 略</p> <p>(3) 衛星地球局 前記の映像を、<b>災害発生直後に</b>国や他の都道府県、政令指定都市に映像伝送するもの。</p> <p>略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 衛星地球局 前記の映像を、<b>人工衛星を經由し</b>国や他の都道府県、政令指定都市に映像伝送するもの。</p> <p>略</p>	文言整理
36		<p style="text-align: center;"><b>第2 通信連絡手段の確保及び活用</b></p> <p>1 災害時優先電話の指定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定の要請 各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・FAXについて、消防局防災部<b>防災室</b>を通じてN T T西日本名古屋支店に対し指定の要請を行う。</p> <p>2 電話番号表（簿）の作成 各局・室・区は、加入電話、専用電話、防災行政無線多重固定系電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を消防局防災部<b>防災室</b>に報告しておく。</p> <p>消防局防災部<b>防災室</b>は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2 通信連絡手段の確保及び活用</b></p> <p>1 災害時優先電話の指定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定の要請 各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・FAXについて、消防局防災部<b>災害対策課</b>を通じてN T T西日本名古屋支店に対し指定の要請を行う。</p> <p>2 電話番号表（簿）の作成 各局・室・区は、加入電話、専用電話、防災行政無線多重固定系電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を消防局防災部<b>災害対策課</b>に報告しておく。</p> <p>消防局防災部<b>災害対策課</b>は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。</p> <p>略</p>	組織改正に伴う修正

連番	頁	修正前	修正後	備考
37		<p style="text-align: center;">名古屋市防災情報通信網概念図</p>	<p style="text-align: center;">名古屋市防災情報通信網概念図</p>	<p>文言整理 図差替え</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
38		<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1、2 略</p> <p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>略</p>	<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1、2 略</p> <p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 名古屋医療圏地域災害医療対策会議</u>  <u>地震災害発生時に迅速に関係機関が参集し、地域における医療ニーズや医療資源を把握し、的確に分析した上で医療チーム等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、健康福祉局、消防局、病院局、保健所、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋医療圏地域災害医療対策会議を開催する。</u></p> <p>略</p>	<p>県による災害医療に関する体制強化（地震災害時）に伴う修正</p>
39		<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 避難所・広域避難場所の確保</p> <p>1 避難所</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター</p> <p>略</p>	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 避難所・広域避難場所の確保</p> <p>1 避難所</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター</p> <p><u>なお、ペットとの同行避難が可能な場所は、原則、市立の小・中学校とする。</u></p> <p>略</p>	<p>ペット同行避難に伴う修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 収容場所</p> <p>ア 市立の小・中・高等学校<u>にあっては</u>、体育館・特別活動室・格技場・その他（特別教室等授業再開に支障のないスペース）とし、状況に応じて普通教室にも収容し、収容人員は、有効スペースから算出する。</p> <p>略</p>	<p>(3) 収容場所</p> <p>ア 市立の小・中・高等学校<u>(削除)</u>、体育館・特別活動室・格技場・その他（特別教室等授業再開に支障のないスペース）とし、状況に応じて普通教室にも収容し、収容人員は、有効スペースから算出する。<u>また、市立の小・中学校は、避難所の居住スペースとは別の場所に、ペット動物の飼育場所を確保する。</u></p> <p>略</p>	
40		<p>(4) 略</p> <p>(5) 避難所の指定手順</p> <p>略</p> <p>ア 指定</p> <p>イ 解除</p> <p>略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 避難所の指定手順</p> <p>略</p> <p>ア 指定</p> <p>イ 解除</p> <p>略</p>	組織改正に伴う修正
41		<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練</p> <p>略</p> <p>第1 防災意識の啓発</p> <p>1 略</p> <p>2 学校教育における防災教育</p> <p>(1) 略</p>	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練</p> <p>略</p> <p>第1 防災意識の啓発</p> <p>1 略</p> <p>2 学校教育における防災教育</p> <p>(1) 略</p>	文言整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(2) 教育内容</p> <p>ア 地震、台風や大雨などの発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどについて科学的な理解を深める。</p> <p>略</p> <p>3 市民・企業に対する防災教育及び広報</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 広 報</p> <p>略</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p>(ア)～(ク) 略</p> <p><u>(ケ)</u> 東海地震や東南海地震、南海地震が時間差で発生する可能性のあること。</p> <p><u>(コ)</u> 略</p> <p>略</p>	<p>(2) 教育内容</p> <p>ア 地震、<u>津波</u>、台風や大雨などの発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどについて科学的な理解を深める。</p> <p>略</p> <p>3 市民・企業に対する防災教育及び広報</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 広 報</p> <p>略</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p>(ア)～(ク) 略</p> <p><u>(ケ)</u> 防災気象情報の種類と意味を理解しておくこと。</p> <p><u>(コ)</u> 東海地震や東南海地震、南海地震が時間差で発生する可能性のあること。</p> <p><u>(サ)</u> 略</p> <p>略</p>	
42		<p><b>第2 防災訓練</b></p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 総合訓練</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 国、県その他関係機関の実施する訓練</p> <p>国、県その他関係機関の実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防止し得るよう努める。</p> <p>略</p>	<p><b>第2 防災訓練</b></p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 総合訓練</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 国、県その他関係機関の実施する訓練</p> <p>国、県その他関係機関<u>と連携し、各機関</u>の実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防止し得るよう努める。</p> <p>略</p>	<p>中部圏地震防災基本戦略において「関係機関相互の連携による防災訓練の実施」が位置づけられたことによる修正</p>
43		<p><b>第15節 事業所等への安全指導</b></p> <p>略</p>	<p><b>第15節 事業所等への安全指導</b></p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><b>第 1 略</b> <b>第 2 有害化学物質等の安全指導及び啓発</b></p> <p>1 有害化学物質の安全指導 有害化学物質を使用・保管する事業所に対して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に定める「事故時の措置」に係る規定を周知し、<u>風水害等の</u>災害時に関係事業者が適切に対応できるよう指導する。</p> <p>2 石綿の飛散防止の啓発 建築物等の所有に対して、あらかじめ吹き付け石綿等の使用状況について確認し、<u>風水害</u>時には「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に石綿が大気中に飛散しないように適正に対応するよう啓発する。</p> <p>略</p>	<p><b>第 1 略</b> <b>第 2 有害化学物質等の安全指導及び啓発</b></p> <p>1 有害化学物質の安全指導 有害化学物質を使用・保管する事業所に対して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に定める「事故時の措置」に係る規定を周知し、<u>(削除)</u>災害時に関係事業者が適切に対応できるよう指導する。</p> <p>2 石綿の飛散防止の啓発 建築物等の所有<u>者</u>に対して、あらかじめ吹き付け石綿等の使用状況について確認し、<u>災害</u>時には「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に石綿が大気中に飛散しないように適正に対応するよう啓発する。</p> <p><u>3 毒物・劇物による危害防止指導</u> <u>毒物・劇物を取り扱う事業所に対して、毒物及び劇物取締法により、毒物・劇物の保管管理及び事故等の際の措置について指導を行う。</u></p> <p>略</p>	
44		<p><b>第 21 節 都市ガス災害予防計画</b></p> <p>ガス漏れ又はガス漏れによる二次災害に対しては、地下鉄、地下街等の<b>建設</b>工事に起因する屋外におけるものと、建築物等の工作物内部におけるものとを対象として、地下鉄、地下街企業者、防災関係機関、ガス事業者、防火対象物関係者等の措置すべき予防対策の明確化を図るものとする。</p> <p>略</p> <p><b>第 1 地下鉄、地下街の<b>建設</b>工事に起因する屋外における事故</b></p> <p>1、2 略</p>	<p><b>第 21 節 都市ガス災害予防計画</b></p> <p>ガス漏れ又はガス漏れによる二次災害に対しては、地下鉄、地下街等の<u>(削除)</u>工事に起因する屋外におけるものと、建築物等の工作物内部におけるものとを対象として、地下鉄、地下街企業者、防災関係機関、ガス事業者、防火対象物関係者等の措置すべき予防対策の明確化を図るものとする。</p> <p>略</p> <p><b>第 1 地下鉄、地下街の<u>(削除)</u>工事に起因する屋外における事故</b></p> <p>1、2 略 3 ガス事業者の措置</p>	文言整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>3 ガス事業者の措置</p> <p>地下鉄、地下街<b>建設</b>工事が施工される場合に、ガス事業者が事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>略</p>	<p>地下鉄、地下街<b>(削除)</b>工事が施工される場合に、ガス事業者が事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>略</p>	
45		<p style="text-align: center;"><b>第 23 節 鉄道災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 各鉄道事業者の災害予防対策</b></p> <p>略</p> <p>【名古屋鉄道株】</p> <p>1 安全管理のための広報、体制の整備</p> <p>略</p> <p>体制については、「防災<b>規制</b>」及び「運転事故処理手続き」を定め、日常から関係係員に対し、各自の役割、取扱の徹底を図る。</p> <p>2 事故防止施設等の整備</p> <p>防災情報集中監視システム（地震・降雨・風速が、それぞれの規定値に達した場合、ディスプレイ内に警報を発するもの）を、<u>平成 11 年 4 月より</u>導入し、降雨・風速・震度・河川水位の各情報をリアルタイムで名古屋運転指令室において把握し、総合的な気象情報の監視を行う。</p> <p>略</p> <p>3 社員教育及び訓練等</p> <p>日常から関係係員に対して、教育等を通じて、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、<u>年 1 回、列車の脱線を想定した復旧訓練を、関係部合同で行う。</u></p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 23 節 鉄道災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 各鉄道事業者の災害予防対策</b></p> <p>略</p> <p>【名古屋鉄道株】</p> <p>1 安全管理のための広報、体制の整備</p> <p>略</p> <p>体制については、「防災<b>規則</b>」及び「運転事故処理手続き」を定め、日常から関係係員に対し、各自の役割、取扱の徹底を図る。</p> <p>2 事故防止施設等の整備</p> <p>防災情報集中監視システム（地震・降雨・風速が、それぞれの規定値に達した場合、ディスプレイ内に警報を発するもの）を<b>(削除)</b>導入し、降雨・風速・震度・河川水位の各情報をリアルタイムで名古屋運転指令室において把握し、総合的な気象情報の監視を行う。</p> <p>略</p> <p>3 社員教育及び訓練等</p> <p>日常から関係係員に対して、教育等を通じて、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、<u><b>大規模災害や列車の脱線等を想定した災害訓練を関係部署合同で行う。</b></u></p> <p>略</p>	<p>実施内容変更に伴う修正</p> <p>文言整理</p>